

5. 申込先・問い合わせ先

〒852-8117 長崎市平野町12-11
井手ビル2F
TEL 095 (849) 2450

(一社)長崎県労働基準協会

登録番号：T5310005000711

| 《 振込先 》 | |
|---------|----------------------|
| 取引銀行 | 十八親和銀行 本店営業部 |
| | 「普通預金」0216946 |
| フリガナ | シヤナガサケンロウトウキジュンキョウカイ |
| 口座名義 | 一般社団法人長崎県労働基準協会 |

6. 申込みの取消し

申込みの取消料は、

◆ **令和8年7月8日(水)17時まで** ⇒

受講料の全額返金

その後は返金できませんのでご了承ください。

7. 受講券

申込みと同時に受講券を発行しますので、講習会開催期間中は、毎日受付に提示し、チェックを受けて下さい。

8. 講習科目・講習時間等

| 日 程 | 講 習 科 目 | 時 間 | 時 間 割 |
|-------------------|----------------|--------|-------------------------------|
| 1 日 目 7月15日(水) | オリエンテーション | 10分 | 9:30 ~ 9:40 |
| | 関 係 法 令 | 5 時間 | 9:40 ~ 16:10(昼休み 11:50~12:50) |
| | 受験申請手続き等説明 | 30分 | 16:10 ~ 16:40 |
| 2 日 目 7月16日(木) | 労 働 衛 生 | 5 時間 | 9:00 ~ 15:30(昼休み 12:00~13:00) |
| | 労 働 衛 生 (救急処置) | 1時間30分 | 15:40 ~ 17:10 |
| 3 日 目 7月17日(金) | 労 働 生 理 | 5 時間 | 9:40 ~ 16:10(昼休み 11:50~12:50) |

※ 時間割は、講習の進行状況により若干変更することがあります。

9. 「第一種・第二種」衛生管理者免許試験の受験資格

- (1-1) 学校教育法による大学(短期大学を含む。)又は高等専門学校【注①】を卒業した者で、その後**1年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (1-2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者又は専門職大学前期課程を修了した者で、その後**1年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (1-3) 省庁大学校を卒業(修了)した者で、その後**1年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (1-4) 専修学校の専門課程(2年以上・1700時間以上)の修了者(大学入学の有資格者に限る。)などで、その後大学等において大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与されるのに必要な所定の単位を修得した者で、その後**1年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (1-5) 指定を受けた専修学校の専門課程(4年以上)を一定日以後に修了した者など(学校教育法施行規則第155条第1項該当者)で、その後**1年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校【注②】を卒業した者で、その後**3年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 船員法による衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後**1年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者、外国において学校教育における12年の課程を修了した者など学校教育法施行規則第150条に規定する者で、その後**3年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (5-1) 専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練のうち能開則別表第6により行われるもの【注③】を修了した者で、その後**1年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (5-2) 応用課程の高度職業訓練のうち能開則別表第7により行われるものを修了した者で、その後**1年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (6) 普通課程の普通職業訓練のうち能開則別表第2により行われるもの【注③】を修了した者で、その後**3年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 旧専修訓練課程の普通職業訓練【注③】を修了した者で、その後**4年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (8) **10年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (9-1) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者で、その後**1年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (9-2) 特別支援学校(旧盲学校、聾学校又は養護学校)の高等部を卒業した者など学校教育法第90条第1項の通常の課程による12年の学校教育を修了した者で、その後**3年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (9-3) 朝鮮大学校(4年制学科)を140単位以上取得して卒業した者で、その後**1年**以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

【注①】 大学、短期大学、高等専門学校には、専修学校・高等専門学校以外の各種専門学校・各種学校等は含まれません。

【注②】 中等教育学校とは中高一貫教育の学校のことで、中学校ではありません。

【注③】 改正前の法令により当該訓練と同等とみなされるものを含みます。

令和 8年度 『第一種衛生管理者受験準備講習会』 申込書

| | | | | | | |
|--------------------|--------|---|--|------|--------|-----------------|
| | | | | 受講番号 | | |
| 本人欄 | (フリガナ) | | | | S H | 年 月 日 |
| | 受講者氏名 | | | | | |
| 本人欄 | 現住所 | | | | | 電話番号 () |
| | | 〒 | | | | |
| 事業者欄 | 事業場名 | | | | | |
| | 所在地 | | | | | 会員・一般 (○で囲む) |
| | | 〒 | | | | 電話番号 () |
| 事業場の連絡担当者 所属・氏名 | 所属 | | | | 氏名 | |
| 令和 年 月 日 | | | | | | |

一般社団法人 長崎県労働基準協会 殿

きりとり線

出張特別免許試験に必要な受験申請書は、講習会期間中に受講者にお渡し、講習会中に、申請書記入方法についてご説明致します。

- ◆ 衛生管理者の免許を有するものは、次のような業種の衛生管理者として就くことができます。
主な職務は、労働者の健康障害を防止するための作業環境管理、作業管理及び健康管理、労働衛生教育の実施、健康の保持増進措置などです。

| 免許の種類 | 衛生管理者として就くことができる業種 |
|-------|--|
| 第一種免許 | すべての業種の事業場において衛生管理者になることができます。 |
| 第二種免許 | 有害業務と関連の少ない一定の業種の事業場においてのみ、衛生管理者となる ことができます。 【次の業種をのぞく業種】 農林畜産水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、 水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業 |

※ 駐車場について

講習会場に受講者が使用できる駐車場はありませんのでご了承下さい。

個人情報の取り扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、当協会の事業以外の目的には使用致しません。
なお、本申込書を当協会が受理した時点で、当該利用目的に同意されたものとみなします。